

平成31年3月20日(水)に開催した平成30年度第13回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

- (1) 2019年度 年度計画(案)について
- (2) 2019年度 収支予算(案)について
- (3) 平成30年度 収支補正予算(案)について
- (4) 「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員就業規程」「公立大学法人静岡文化芸術大学非常勤職員就業規程」及び「公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程」の一部改正について
 - ア 趣旨
本役員会前に実施された第4回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。
 - イ 主な意見・質問
 - ・年度計画に入学試験のことがあったが、入試は大きく変わるのか。
→高校で生徒がどのような力を付けてきているのかを多面的に測る方向にあり、本学でもこれに沿った形で検討をしている。
 - ウ 審議結果
審議を踏まえ、議決された。
- (5) 公立大学法人静岡文化芸術大学職員の懲戒等に関する規程の制定について
 - ア 趣旨
事務局から、平成30年4月に改正した業務方法書では、懲戒に関する規程を整備することとなっているところ、本学では「懲戒委員会規程」があるが、職員の弁明の機会等懲戒手続を明確化した規定はないため、制定するとの説明があった。
 - イ 主な意見・質問
 - ・今後は「対外的な公表」としたのは何故か。教職員に対する注意喚起という意味で学内掲示も重要であると考えるが。
→学内的には、別途学長名で教職員へ注意喚起する。
 - ウ 審議結果
審議を踏まえ、議決された。

以上